

第 129 号

発行所 富士見市商工会  
 富士見市羽沢3-23-15  
 電話 049(251)7801  
 発行者 関野 兼太郎  
 URL <http://www.syokokai.or.jp>  
 /syokokai/fujimi/index.html  
 e-mail hujimi@syokokai.jp

# 富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

— 主な掲載記事 —

- チャリティー市民ゴルフ大会を開催
- 知事来訪
- 税を考える週間
- 最低賃金が改定されます
- 地元再発見グルメチケット開催
- '22富士見ふるさと祭り開催
- ふじみマーケットのご案内

◆ 地域経済に活力を ◆

## 第39回チャリティー市民ゴルフ大会を開催

去る9月27日(火)大宮カントリークラブに於きまして第39回チャリティー市民ゴルフ大会が133名の参加者を得て盛会裏に実施されました。当日は天候に恵まれ、無事にスタートすることができました。今年度は前半の9ホールで順位を決定するハーフコンペ方式で競技をおこない、新型コロナウイルス感染防止対策として表彰式及びパーティは中止と致しました。

各コースで優勝の栄冠は、あかつきコース三上孝治様、くれないコース田嶋充子様、みどりコース押田健一様の頭上に輝きました。

おめでとうございます。

また、ご協賛を頂いた方々、参加された方々に厚く御礼を申し上げます。

大変ありがとうございました!!

コース	優勝者	グロス	ネット
あかつき	三上孝治	44	34.4
くれない	田嶋充子	39	34.2
みどり	押田健一	37	34.6



三上孝治様



田嶋充子様



押田健一様

### 大野知事来訪

当会会員企業を県知事が訪問されました。

去る7月21日、大野元裕埼玉県知事が「ふれあい訪問」の一環として当会会員企業の(有)ステンレスアート共栄様を訪問されました。

当日は代表の永友義浩氏から会社概要や経営理念の説明を頂き、工場内や製品の視察を行いました。



知事と永友代表

## 税を考える週間

## ～税を考える週間とは～

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施にあわせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設けるほか、下記のような取り組みを行います。



1. 国税庁ホームページによる広報
  - 国税庁の取組紹介
  - 調査レポートや統計資料などの紹介・説明
2. SNSを利用した広報
  - YouTubeの国税庁動画チャンネル等の各種情報を  
ツイッターにより発信
3. 講演会の実施や関係民間団体等との連携
4. 社会保障・税番号制度の導入など国税庁の取組を紹介します

## 「経営革新計画」承認制度のご案内

経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。承認を受けるためには①これから開始する新たな取り組みがあり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要です。

承認を受けることで、有利な融資や補助金への道が開かれるなど、多くのメリットがあります。対象は創業後1年以上経過している中小企業、個人事業主の方。当会では毎年承認を受けるための支援を無料で実施しています。皆さんも経営革新に取り組んでみませんか。

詳しくは県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a38.html>

## 10月1日から埼玉県最低賃金が改定されます

1. 埼玉県最低賃金が『時間額987円』となります。
2. 効力発生日は令和4年10月1日（土）です。
3. 埼玉県最低賃金は、埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者（常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく）に適用されます。※
4. 次の金額は、最低賃金に算入されません。
  - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - (2) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
  - (3) 臨時に支払われる手当
  - (4) 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※埼玉県特定（産業別）最低賃金が適用される事業場で働く労働者には、金額の高い「埼玉県特定（産業別）最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

詳しくは、埼玉県労働局労働基準部賃金室（電話048-600-6205）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

## 労働保険の加入手続きは 労働保険事務組合におまかせください!!

### ☆労働保険事務組合とは

- ・事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

### ☆事務組合に委託した場合のメリット

- ・労働保険に関する各種書類の作成や手続きの手間が省けます。
  - ・労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
  - ・概算保険料の多少に関係なく、年3回に分けて納付ができます。
  - ・労働保険料の納付には、コンピューターシステムによる自動振替が利用できます。
- ※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

### 一人親方の皆様へ！～労災保険特別加入制度に加入しませんか～

富士見市商工会では、従業員を雇用せず、建設の事業を営んでいる事業主の方の為に、平成22年10月1日に労働局の認可を受け「富士見市建設一人親方組合」を設立しました。

※ただし、組合に加入する場合は、組合費（年9,000円）が必要となります。

### BCPのはじめの一歩！事業継続力強化計画を作ろう

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、感染症などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めておく計画のことです。

自社のリスクを認識し、防災・減災の事前対策や感染症対策をまとめた計画を策定することで、経済産業省から認定を受けることも可能です。

#### 1. 計画策定のメリット

- 緊急事態発生時の被害を最小化・事業の早期再開による顧客からの信頼と事業機会の獲得
- 自社の経営資源の把握、緊急時対応の共通認識による経営の強靱化

#### 2. 国の認定を受けるメリット

- 信用保証枠の追加
- 税制優遇・金融支援・補助金の優先採択
- 認定マークの活用による会社の信頼度向上

計画策定について専門家による無料の支援制度があります。

詳細を下記webサイトより確認の上、申し込み下さい。

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/handsonr4/>

